

市以外の主な手続

項目	手続先
各種契約の名義変更・解約(廃車)等	
借家・借地	不動産会社または契約相手方
電気	東北電力株式会社 ☎0570-550-220 または各契約会社
ガス	鶴岡ガス株式会社 ☎0120-25-0012 または各契約会社
NHK 受信料	NHK ☎0120-151515
軽自動車	軽自動車検査協会 山形事務所庄内支所 ☎050-3816-1836
普通自動車・125cc 超のバイク	東北運輸局 庄内自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2014
固定電話	NTT 東日本 ☎0120-116-000・☎116 または各契約会社
携帯電話・インターネット	各契約会社
クレジットカード	各契約会社
預貯金・借入金・有価証券 の相続	各金融機関・各証券会社
保険金(生命保険・簡易保険) 請求	各保険会社・各郵便局
相続登記(不動産の所有権移転登記)	山形地方法務局鶴岡支局 ☎0235-22-1003
相続放棄の申立	山形家庭裁判所鶴岡支部 ☎0235-23-6666
所得税・相続税 の申告等	鶴岡税務署 ☎0235-22-1401



本市以外の機関での手続(例:銀行(預貯金の相続)、保険会社(保険金請求)等)には、市が交付(発行)する戸籍証明等の提出が求められるものがあります。事前に各手続に必要な書類を関係機関に確認しておきますと、おくやみ手続の来庁時に交付請求することができます。また、提出先によっては書類の返却が可能な場合もありますので併せて確認されますと最小限の通数で済みます。

*次の確認表は、関係機関へのお問合せの際、必要に応じてご活用ください。
お問合せの際は、次の内容を確認されますと、交付請求の際スムーズです。

市以外の手続に必要な書類 確認表

関係機関	提示後の返却 ○×	故人の戸籍謄本 ^{どうほん} (戸籍全部事項証明書) ①出生から死亡までか? ②死亡時のものか?	故人の戸籍附票 ^{ふひょう} (住所の履歴が記載されるもの) ①謄本か?抄本か? ②本籍を記載しているか?	相続人の 戸籍謄本 ^{どうほん}	故人の	相続人の
(例) 銀行						
保険						
法務局						

なお、上記は相続される場合ですが、相続放棄される場合は、家庭裁判所に手続等についてご確認ください。

参考 相続手続

相続については、鶴岡市役所 1 階「総合相談窓口」(TEL:0120-866-294) や
登記相談(問合先 TEL:0235-35-1194) で、基本的な相談(無料)を受けています。

- ①遺言書の有無を確認 ⇒遺言書が、公証役場または法務局に保管されているかを確認します。
自宅に保管されていた遺言書については、家庭裁判所で「検認」を受けます。
- ②相続人が不明な場合は相続人を確定 ⇒市役所・庁舎で故人の出生から死亡までの戸籍謄本を発行して調べます。
- ③故人の財産を各機関で調べる ⇒不動産は市役所課税課や法務局で、預貯金や借入金は各金融機関で、税金の滞納等は市役所納税課で、生命保険契約等は各契約会社で確認します。
〔相続放棄する場合〕家庭裁判所への申述を 3 か月以内に行います。
- ④相続人が複数いる場合は相続人同士で協議をし、遺産分割協議書を作成
⇒相続人同士の協議が不可能…家庭裁判所に遺産分割調停を申し立て、協議での合意をめざします。
⇒相続人が行方不明…不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てます。
- ⑤それぞれの財産を各機関で相続手続 ⇒相続登記は 3 年以内に行います。